

2019（令和元年）

造園協便り

10. 11. 12月

第197号

一般社団法人 秋田県造園協会

I 年頭のあいさつ

一般社団法人秋田県造園協会
会長 加藤 薫



新年明けましておめでとうございます。

令和になり初めての正月を、会員の皆様方におかれましては、お健やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。今年が会員に取りまして、より良い年になりますよう、また、秋田県の造園業界にとって明るい年になりますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、近年の社会・経済状況は急速に進展してきており、本年開催される東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪・関西万博、2027年の横浜花博などのビックイベントが相次いで開催される一方、多くの制度改革が実施されてきております。担い手3法、新担い手3法の成立、働き方改革として建設キャリアアップ制度の導入、フルハーネスやチェンソーの安全対策の為の講習会受講等、早急に対応しなければならない項目も多く出てきております。

また、近年、地球温暖化に起因し、激甚化する自然災害が全国各地で発生し、その復旧、復興に我々造園建設業としても、少なからず携わってきておりますが、本来の造園技術が発揮される公園や道路緑地などの公共事業は、年々減少傾向にあります。更に従業員不足も顕著になってきており、今後の外国人労働者受け入れが造園業でも出来るのか、注目される所ですが、現状では先行きの不安は拭えません。

しかしながら、グリーンインフラやSDGsが注目されてきており、林野関係では森林環境税の導入、農林水産省の土地改良事業の大幅増等、国においても各種対策を実施してきておりますが、我々造園業界と最も関連がある、この「グリーンインフラ」、自然資源を活用した地域づくりが求められる所です。

この様な多くの課題を抱えている造園業界ではありますが、協会の活動として当面は造園関連事業の掘り起こしと、県民が求める時代に即した公園や庭園の整備方針の検討を官民連携により進めていきたいと考えております。

更に本年は、会員の皆様が安定した経営をするための設備投資や、人材雇用・育成につながる活動を展開することが重要と考えておりますので、なお一層のご指導、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

II 森林整備関係業務入札参加資格説明会について

令和元年10月10日(木)に林泉会館2階会議室にて、秋田地域振興局森づくり推進課の小山副主幹を講師にお招きして、森林整備関係業務入札参加資格についての説明会を開催しました。資格取得の説明だけでなく、造園として実施できる業種や年間の発注状況等、大変ためになるお話しありがとうございました。

当日都合がつかず参加できなかった方は、協会に資料がございますので、ご連絡下さい。



III 造園技術・技能 Workshop & 交流会について

令和元年10月15日(火)に秋田グリーンサムガーデンにて、造園家の井上剛宏氏((株)植芳造園 代表取締役)を講師にお迎えして、技術研修が行われました。



協会関連行事

10月10日(木)	森林整備関係業務入札参加資格説明会	林泉会館	事務局他
10月11日(金)	日造協秋田河川国道事務所へ要望	秋田市	鈴木支部長他
10月15日(火)	造園技術・技能 Works & shop	秋田市	事務局他
10月23日(水)	第4回企画・技術委員会	林泉会館	佐々木委員長他
10月28日(月)	日造協東北総支部交流会	天童市	鈴木支部長他
10月30日(水)	全県花だんコンクール	秋田市	鈴木副会長
	甘肅省林業庁訪問団歓迎交流懇談会	秋田市	会長
10月31日(木)	秋田県職業能力開発協会促進大会	秋田市	事務局他
11月13日(水)	秋田県建設雇用・構造改善推進大会	秋田市	会長
11月21日(木)	緑化推進委員会緑の募金運営協議会	秋田市	事務局
11月26日(火)	秋田市技能功労者表彰	秋田市	事務局他
11月27日(水)	建設業法令遵守等講習会	秋田市	事務局
11月28日(木)～29日(金)	ふれあいトーク	県北・県南	会長他
12月18日(水)	第4回企画・技術委員会	林泉会館	佐々木委員長他
12月26日(木)	水と緑の森づくり基金運営委員会	秋田市	会長

1月以降の行事予定

1月6日(月)	日造協2020造園人の集い	東京都	
1月9日(木)	秋田市役所関係部局新年あいさつ回り	秋田市役所	
1月10日(木)	県関係部局新年あいさつ回り	県庁	
1月21日(火)	第3回総務・経理委員会	林泉会館	
1月23日(木)～24日(金)	日造協「ロープ高所作業特別教育」「フルハーネス型 墜落防止用器具特別教育」	グリーンサムガーデン	
2月3日(月)	とがし博之新春の集い	秋田市	
2月4日(火)	建災防安全祈願祭	秋田市	
2月5日(水)	造園連東北ブロック会総会	岩手県	
2月7日(金)	秋田林業大学特別公開講座	秋田市	
2月15日(土)～16日(日)	造園連技能五輪国際大会選手候補者強化研修会	奈良県	
2月17日(月)	穂積もとむフォーラム	秋田市	
2月20日(木)～21日(金)	造園連伊勢神宮奉納行事造園感謝祭	三重県	
2月28日(金)	佐竹のりひさスプリングフォーラム	秋田市	

お知らせ

☆ 「花とみどりのふれあいまつり」について

令和元年10月12日（土）に開催予定をしておりましたが、（公財）秋田市総合公社主催の「花とみどりのふれあいまつり」は大型台風の接近予報だったため、中止となりました。

☆ おめでとうございます！！

◆**渡辺旭氏**（（有）玉尾造園土木）が秋田県優良技能者表彰を受賞されました。

10月31日（木）に秋田県知事から、造園の分野において、その道一筋に研鑽を積み、優れた技能を身につけるとともに、業界の発展と後継者の育成に大きく貢献されたことから受賞されました。おめでとうございます。



◆**柴山貞則氏**（理事、秋田造園土木(株)）が秋田市技能功労者表彰を受賞されました。

11月26日（火）に秋田市長から、造園の分野において、30年以上の経験と優れた技能を持ち、後進の指導・育成など、他の模範となっていることから受賞されました。おめでとうございます。



☆ 第55回「全県花だんコンクール表彰式」について

令和元年10月30日（水）に開催しました、秋田県花いっぱい運動の会主催の「全県花だんコンクール」内での今年度の特別優秀賞「秋田県造園協会会長賞」は次の団体に送られました。おめでとうございます。

受賞団体 「野田老人クラブ寿会」（五城目町）



☆ 県からのお知らせについて

○秋田県建設部より

- ・ 県が発注する防水工事の入札参加資格の取扱いについて（10/29）
- ・ 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（12/10）
- ・ 県発注工事における下請負人の選定及び資材の調達に関する県内優先の更なる促進について（12/10）

○秋田労働局より

- ・ 11月の「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」について（10/29）
- ・ 時間単位の年次有給休暇制度の導入促進について（11/21）
- ・ 年末年始における年次有給休暇の取得促進について（12/12）

☆ 造園連みどり福祉制度について

「みどり福祉制度」は昭和51年、福祉対策のひとつとして、組合員間の福祉の向上を助け、親睦をはかるために発足しました。昭和54年には規定も大きく改正され、組合員だけでなく、「配偶者給付金」「造園業あとつぎ結婚祝金」のように、給付対象者が家族まで広がり、現在まで多数の組合員の方々に給付されています。

造園連の組合員であれば給付対象になりますので、該当される方は秋田県支部への速やかな手続きをお願いします。

- 【給付内容】
- ①死亡給付金（3万円及び額入感謝状謹呈）
 - ②配偶者死亡給付金（1万円）
 - ③災害見舞金（1万円）
 - ④入院見舞金（1万円）
 - ⑤結婚祝金（2万円）
 - ⑥造園業あとつぎ結婚祝金（2万円）
 - ⑦事業継承勇退（記念品）

☆ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」について

厚生労働省から造園を含む建設業等の労働災害事故の中で最も多い、「墜落・転落事故」防止に向けた施策が発表されました。従来の安全帯という名称が「墜落制止用器具」に変更されたほか6.75m以上の高所で作業する際は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられることとなりました。

詳しくは、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。


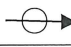
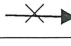
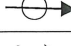
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

※造園連の会員の方は、造園連ホームページの「組合員プラザ」の官公庁からのお知らせからもダウンロードできます。

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します

「安全帯」の名勝を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）		胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）		×
③	ハーネス型（一本つり）		ハーネス型（一本つり）

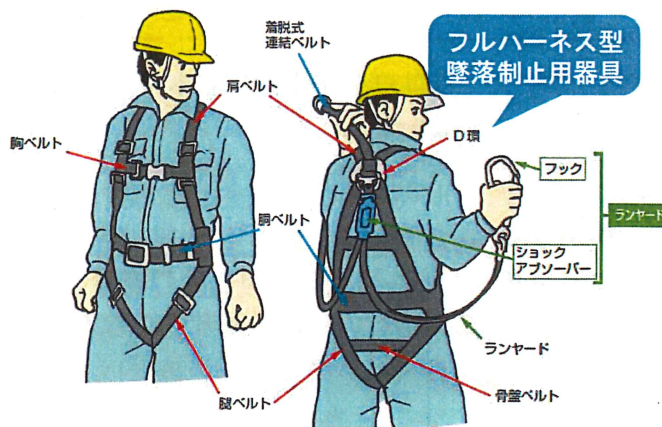
※②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが

「墜落制止用器具」として認められることとなります。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

墜落制止用器具はフルハーネス型原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

（※現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）使用できるのは2022年1月1日までとなります。）



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

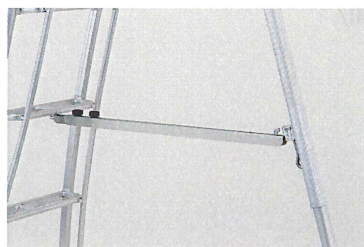
以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ・墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

☆ 三脚の安全使用後付金具の取付の義務化について

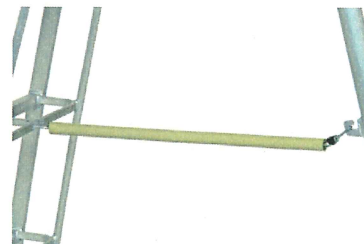
今後は、すべての三脚に75度以下に保つ後付金具を取り付けて、使用しないと労働安全衛生規則（第528条）違反に問われる可能性もあります。



長谷川工業
「GSC-240T 閉じ止め金具」



ハラックス
「用心棒」



ピカコーポレーション
「GM-PS たたまれ止めパイプ」

☆ チェーンソーを用いた伐倒作業について

平成 31 年 2 月 12 日に伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、8 月 1 日から一部が施工されています。

主な改正内容は、

- (1) チェーンソーによる伐木等業務に関する特別教育について、伐木の直径等（大径木・小径木）で区分されていた特別教育を統合し「造材の方法」及び「下肢の切創防止用防護衣の着用」を追加して特別教育の講習時間（学科と実技）を現行の 16 時間から 18 時間へ 2 時間増加する。
- (2) 伐木作業等における危険を防止するための規定を次の通り強化する。
 - ①伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径が 40cm 以上のものから 20cm 以上に拡大する。
 - ②かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、かかり木の処理における禁止事項を規定する。
 - ③伐木作業において、高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。
 - ④チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付ける。

等である

令和 2 年 8 月 1 日からは、チェーンソーの新たな特別教育が施工されます。この特別教育は、新たにチェーンソーの資格を取得される方だけでなく、現在、チェーンソーを使った作業に従事している方全員が対象となるので注意して下さい。

現在取得している方は、特別教育の終了区分に応じて一部の受講が免除される「補講」を受講して下さい。補講は林災防の各支部や建機関係の講習機関で開催されています。

補講受講の期限は令和 2 年 7 月 31 日までなので、忘れずに受講して下さい！！

☆ 県造協のホームページにもいろいろな情報が載っていますので、ぜひご覧ください！！

<http://akita-kenzokyo.com/>

ユーザーの皆様へ 造園ワンポイント情報

○「手入れ」のコツ④ 一枝や葉の量を等分にするー

樹木は生育するにつれて、当然ながら枝が伸び、葉が茂って、内部の通風が悪くなるばかりではなく、日もさし込まなくなります。そうになると、病害虫が発生しやすく、樹勢も衰えてくるので、内部はいつもすっきりとさせておかななくてはなりません。枯れ枝や忌み枝、込みすぎた枝を根元からはさんで、枝葉を減らし、樹形を整える事を、枝透かしといいます。枝透かしは、先端の枝先や葉の分量の配置がかたよらないようにすることがポイント。片側だけがスカスカで、一方が茂りすぎているようでは、さまになりません。2～3年に一度くらいは、込み合う枝を取り除く枝透かしを行って、樹木の健全な生育を助けてあげましょう。

(造園連：庭師の知恵袋より)

事務局から

明けましておめでとうございます。

昨年は平成から令和に、天皇陛下即位と記念すべき年になりましたが、度重なる台風により甚大な被害を被った方も多く居り、衷心よりお見舞い申し上げます。

我が協会の主要行事も会員の皆様の御協力により、恙なく終了できましたこと、事務局としても一安心しているところであります。

今年は子年、「庚子」となります、陰陽五行説によると「相生」ということで「相手を強める影響をもたらす」年だそうですので、協会事務局としましても会員皆様の企業としての体力強化が図られる情報提供や資格取得のための講習等計画していきたいと考えておりますので、旧年に増しての御協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

近年、働き方改革や作業の安全性等、作業員の職場環境整備に取り組むことが義務化されてきております。

会員の皆様には、特に作業の安全に留意され、子年が良い年でありますことを御祈念申し上げます。

(K.O)